



文部科学省

だより〔第四十三回〕

文部科学省 初等中等教育局 教育課程課 教科調査官

豊口 和士

これから書写・書道教育 (18)

平成29年3月に小学校・中学校、平成30年3月に高等学校の学習指導要領が改訂・告示され、令和2年4月に小学校、令和3年4月に中学校、令和4年4月に高等学校（年次進行）で完全実施となった新しい教育課程も、新年度には小学校で4年目、中学校で3年目、高等学校で2年目を迎えます。新しい学習指導要領の趣旨、新しい学習評価の考え方、GIGAスクール構想等に基づく学習指導もいよいよ充実してきています。今次の改訂ですべての教科・科目において示された育成を目指す資質・能力の確実な育成に向けて、学校教育現場では不斷の努力が続けられています。学校だけでなく、社会全体で児童・生徒の学びの充実と健全な成長を支援してまいりましょう。本連載では、今次改訂を踏まえた、「これから書写・書道教育」と、関連する事項について紹介していきます。

今回は、新年1月号ということで「書き初め」についてお話しします。また、書道の「登録無形文化財」登録について紹介したいと思います。

「書き初め」について

① 「書き初め」の学習指導

主に小学校・中学校国語科の書写において、これまで長きにわたって「書き初め」が学習指導されてきました。新しい小学校学習指導要領解説国語編の「内容の取扱いについての配慮事項」では、「我が国の伝統文化である書き初めに取り組むことなどを通して、書写の能力が生活の中の様々な行事に生きていることを実感する」ことが大切です。

また、小・中学校を通じて、「書き初め」をはじめとする学習活動を通して文字文化の豊かさに触れることで、我が国の伝統と文化への理解、文字文化に関する認識を実感的に深めていくことも大切です。

② 文字文化としての「書き初め」

「書き初め」のほか、書写の能力が生活の中の行事に生きている例として、年賀状はもちろんのこと、新年に絵馬に願い事を書いて奉納したり、

「書き初め」は、通常「作品作り」を主たる目的としない国語科の書写の学習活動の中で、作品として書き込み、展示し鑑賞することを想定した貴重な「作品作り」の機会であるとともに、それまでの学習を振り返り、習得した知識や技能を「作品作り」の中で総合的に發揮し活用する機会でもあります。

同時に、先の記述からも明らかなように、「書き初め」の学習を通して我が国の伝統文化を体験することにより、書写の能力が生活の中の様々な行事に生きていることを実感することが大切です。

七夕に短冊に願い事を書いて笹竹に飾り付けたり、お祭りで毛筆の文字が書かれた提灯を目にしたりすることがあるでしょう。

私たちの身の回りには、書写の能力が生活の中の行事に生きている例は多いのが多くあり、私たちはまさに文字文化の中に生き、意識せずに自ら文字文化を継承しているのだと思います。

「書き初め」は、平安時代に行われた年始の宮中行事（吉書の奏）が起源于と言られています。江戸時代になり寺子屋教育が普及することで広く庶民の間に広がり、明治以降は学校教育にも取り入れられました。

習指導要領解説国語編より)

初めてに相応しいめでたい言葉や新年の目標などを冬休みや冬休み明けの授業等で書くことが多いと思いますが、古くは、元日の朝に汲んだ水（若水）で墨を摺り、新年の恵方（陰陽道でその年の干支に基づいて定められた吉の方角）に向かって、

1月2日に詩歌等を書く行事でした。

書き初めは、本来は旧暦の1月2

日に行われました。現在も1月2日に行われることが多く、年神様が滞在する期間とされる「松の内」（1月7日、または15日）まで飾り、その後「左義長」と呼ばれるお祭りで正月飾りなどとともに燃やします。

このように、「書き初め」には私たちは生活と密接に関わって継承されてきた歴史と伝統があります。

「書き初め」には私は

「書き初め」の歴史と伝統は、文化が脈々と継承され続けていることを物語るものと言えるでしょう。

このように長く継承され続けてき

た文化を体験することで、我が国の伝統と文化を理解し、文字文化の豊かさに触れてもらいたいと思います。

以前にも紹介しましたが、確認のためにも改めて「文字文化」について触れておきましょう。（中学校学

社会や文化における文字の役割や意義、表現と効果、用具・用材と書き方との関係といった文字を書くことについての文化の両面がある。

無形文化財には重要無形文化財として指定される「芸能」と「工芸技術」の2つの分野がありましたが、日本の伝統文化の多様性に照らして、芸能や工芸技術以外の活動にも目が向けられ、文化芸術基本法の第12条にある「生活文化」（茶道、華道、書道の歴史と伝統、その中で継承された書の美とわざの価値が改めて認められ、「書道」が我が国初の登録無形文化財に登録されました。

このように長く継承され続けてき

た文化を理解し、文字文化の豊かさに触れてもらいたいと思います。

このように長く継承され続けてき

た文化が脈々と継承され続けていることを物語るものと言えるでしょう。

このように長く継承され続けてき

た文化を理解し、文字文化の豊かさに触れてもらいたいと思います。

二 書道の「登録無形文化財」

登録について

令和3年6月、無形文化財の保存と活用を一層進めるため、文化財保護法が改正され、新たに無形文化財の登録制度ができました。同年10月15日に文化審議会で決定された答申が文部科学大臣に提出され、同年12月2日に「書道」及び「伝統的酒造

書道の「登録無形文化財」登録についての詳細は、次号でも紹介いたします。

（次回に続く。）